

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

1, 228百万円（1, 224百万円）

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の概要

今般の福島第一原発事故を受け、これまでに「福島県民健康管理基金」を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところである。

平成27年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の県民健康調査事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行う。

2. 事業計画（業務内容）

本事業は、健康管理の前提となる放射線の健康影響に係る研究調査、被ばく線量評価等に関する調査研究を実施するとともに、安心・リスクコミュニケーション事業等を実施して放射線に対する不安の解消を図るものであり、個々の事業は以下のとおりである。

1) 放射線の健康影響に係る調査研究事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

また、放射線の健康影響に係る調査手法等に関する研究調査を行う。

2) 被ばく線量評価等に関する研究調査事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。さらに個人被ばく線量モニタリング運用ガイドラインの実証を行う。

3) 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに、住民を対象としたセミナーを実施する。

4) 帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用照会窓口や研修等の支援をする拠点を整備し、相談内容や課題を把握して支援のあり方を検討する。

3. 施策の効果

被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び健康不安の解消に資する。

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

27年度要求額1,228百万円(26年度予算額1,224百万円)[支出予定先:民間団体等]

<事業の背景・内容>

1. 原子力災害からの福島復興の加速に向けて
今般の事故により、原子力被災者をはじめ、国民全般の方が抱える健康不安への対策を確実に計画的に講じていくことを目的として、平成25年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が閣議決定され、住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題が掲げられており、これに取り組むこととされた関係省庁等を中心に、政府が一丸となって確実に実施していく必要があります。
2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査
平成27年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行います。
また、引き続き帰還住民を身近で支える相談員の活動を支援する拠点を整備し、相談内容や課題を把握することで、支援のあり方を検討していく必要があります。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行います。

2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築します。

3. 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに住民を対象としたセミナーを実施します。

4. 帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用照会窓口や研修の実施等の支援する拠点を整備し、相談内容や課題を把握し、支援のあり方を検討します。

住民の健康確保・不安解消